

川口市景観計画手続きの手引き

目次

川口市景観計画に係る手続き等に関する要綱	・・・ 1
景観計画に係る手続きフロー	・・・ 3
届出の手順	・・・ 4
届出書 様式	・・・ 5
添付図書一覧	・・・ 8

川口市景観計画に係る手続等に関する要綱

令和4年7月1日 部長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、景観法（平成16年6月法律第110号。以下「法」という。）に規定される事項、川口市景観形成条例（平成19年条例第26号）に定める事項の他、本市の良好な景観の形成に関し必要な事項を定め、市民及び事業者等に協力を求め、本市の景観の向上及び地域の特性を活かした良好な景観の形成に寄与することを目的とする。

(川口市景観設計指針)

第2条 川口市景観計画（法第8条第1項の規定に基づき本市において定める景観計画をいう。以下同じ。）に規定する景観形成基準を補足するものとして川口市景観設計指針（以下「設計指針」という。）を定めるものとする。

(景観計画に係る行為の計画事前相談)

第3条 建築行為・開発行為・資材の堆積等の行為を行おうとする者（以下「行為予定者」という。）は、当該行為に係る設計等に着手する前に、その計画内容が川口市景観計画に規定される届出を必要とする行為か否かについて、及び、当該計画内容が川口市景観計画に規定される景観形成基準に適合しているかどうかについて、あらかじめ市長に相談（以下「事前相談」という。）を行うことができる。

2 市長は、前項の事前相談があった際には、行為予定者に対して、川口市景観計画に定められた内容を示すとともに、設計指針を活用し、本市の良好な景観の形成に関する必要な情報を提供するものとする。

(景観計画に係る行為に関する事前協議等)

第4条 川口市景観計画に係る行為を行おうとする者は、法第16条第1項に規定される届出を行う前に本市と協議（以下「事前協議」という。）を行うことができる。

2 事前協議は、届出の概ね30日前を目安として開始するものとする。

3 市長は、事前協議の際、協議を行う者に対し、その計画内容について、川口市景観計画、設計指針に基づいて、適切な指導、助言を行うものとする。

4 市長は、事前協議に係る計画内容に関して、本市の良好な景観形成に対する影

響についてより詳細な検討や判断が必要と認められる場合においては、協議を行う者の了承を得た上で、川口市景観形成委員会（川口市景観形成委員会条例（平成19年条例第25号）の規定に基づき設置する川口市景観形成委員会をいう。以下「委員会」という。）に意見を聴くものとする。

5 市長は、協議を行う者に対し、必要に応じて、委員会の意見を踏まえ、良好な景観形成に関し必要な措置を講ずるよう指導、助言を行うものとする。

（届出にかかる行為の着手制限の短縮）

第5条 市長は、法第18条第1項に規定される行為の着手の制限について、事前協議等を行うことによって、当該行為が川口市景観計画に適合し、本市の良好な景観の形成に支障を及ぼす恐れがないと認めるときは、法第18条第2項の規定に従って、この着手制限の期間を短縮するものとする。

（良好な計画の公表（設計指針への掲載））

第6条 市長は、法第16条第1項に規定される届出を行った物件のうち、川口市景観計画に適合し、かつ本市の良好な景観形成に特に寄与すると認められるものについては、届出を行った者の了承を得たうえで、必要に応じて委員会へ意見を聴き、設計指針に編纂することによって、より一層良好な景観の形成を図るものとする。

附 則

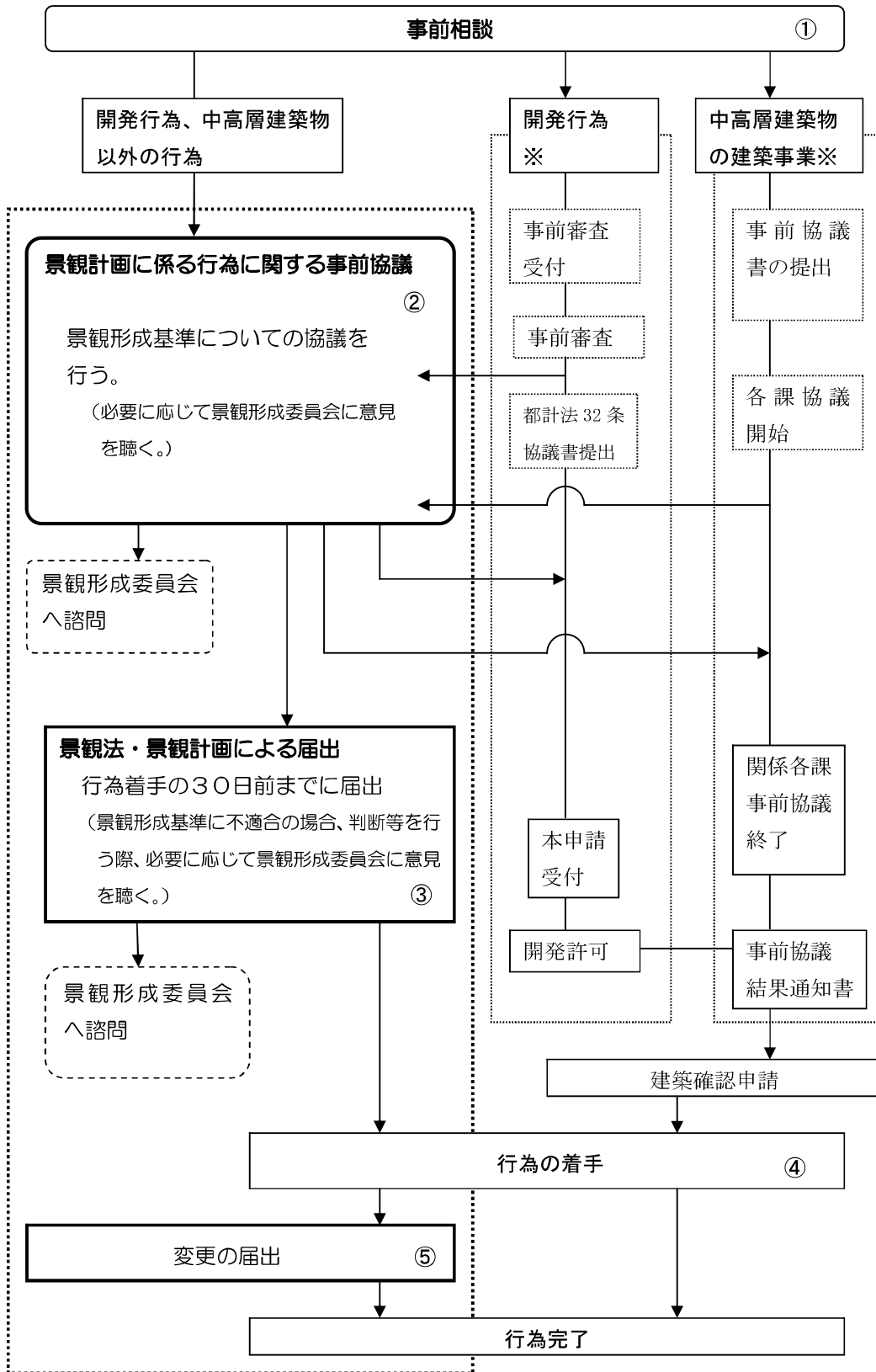
この要綱は、平成19年6月8日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から実施する。

※川口市宅地開発等に
関する協議基準要綱に規
定するものを言う

川口市景観計画の手続きフロー



川口市景観計画に関する手続きについては前ページのフローに従って以下のとおり進めてください。

1. 川口市景観計画に係る行為を行う予定のある方は、お早めにその計画内容について、都市計画課へご相談ください。
2. 川口市宅地開発に関する協議基準要綱に規定する事前協議を要する行為を行おうとする方は、関係各課への協議の一環として、景観計画に係る行為の内容について都市計画課へ事前協議を行ってください。
(川口市宅地開発に関する協議基準要綱に規定する事前協議に係る行為以外の行為を行う際も可能な限り事前協議をお願いします。)
 - 事前協議にあたっては、川口市景観設計指針を参考とし、併せて、景観形成基準による景観的配慮項目（チェックリスト）により自ら確認を行ってください。
 - 景観計画に係る行為の内容についての事前協議を行うに際しては、必要な資料の提供をお願いします。（必要な資料の他、上記チェックリストも提出していただきます。）
 - 協議の内容によっては川口市景観形成委員会へ意見を聴くことができます。
3. 景観計画に係る行為に関する事前協議を経た後、行為着手の30日前までに景観法第16条に基づき「景観計画区域における行為の届出書（様式第1号）」により届出を行ってください。
 - 届出に際しては様式第1号の届出書を正副2部提出してください。
 - 添付図書は8ページを参照してください。
 - 必要に応じてその他の図書の添付をお願いすることがあります。
4. 届出の内容が景観計画に適合していると認められる場合は、景観法第18条に規定される着手制限が短縮されます。
5. 景観計画の届出の後、建築計画の変更があった際は「景観計画区域における行為の変更届出書（様式第2号）」を提出してください。

様式第1号

(表)

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

(あて先)川口市長

届出者 住 所
(事業主) 氏 名
電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

景観法第16条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

行 為 の 種 類	
行 為 の 場 所	川口市
区域区分・用途地域	市街化区域 市街化調整区域 地域
設計又は施行方法	裏面の「行為の種類及び概要」の該当項目に記入してください。
行 為 の 期 間	着手予定日 完了予定日 年 月 日 ~ 年 月 日
代理人又は設計者	住 所： 事業所名： 連 絡 先： (担当者)
施 工 者	住 所： 事業所名： 連 絡 先：

※ 景観法第18条第2項に基づき行為の着手可能日	年 月 日
<p>注意事項</p> <p>1 ※印欄は、記入しないでください。</p> <p>2 提出部数は、正副1部ずつ、合計2部とします。</p> <p>3 この届出書には、次に掲げる図書のうち行為ごとに必要なものを添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 付近見取図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/> 現況図 <input type="checkbox"/> 土地利用計画図 <input type="checkbox"/> 造成計画平面図 <input type="checkbox"/> 造成計画断面図 <input type="checkbox"/> 周辺現況写真 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 委任状(届出書の提出を本人以外が行う場合) 	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>

(裏)

行為の種類及び概要

行為の種類	行為の内容					
建築物 ・新築 ・増築 ・改築 ・移転 ・外観の変更 (修繕・模様 替え・色彩 の変更)	主要用途		構造 造 一部 造			
			届出部分	既存部分	合計	
	敷地面積		m ²	m ²	m ²	
	最高の高さ (既存の高さ)		m m)	壁面の位置(コンテナボックス) 隣地側 m 道路側 m		
	形態 意匠	形状・その他の意匠				
		屋根・外壁面積の見付面積		施工部分面積		
		屋根 m ² 外壁 m ²		m ²		
		仕上材	屋根		軒裏	
			外壁		窓枠等	
		色彩	屋根		軒裏	
外壁			窓枠等			
緑化に用いる樹種		緑化面積 m ² (%)				
工作物 ・新設 ・増築 ・改築 ・移転 ・外観の変更 (修繕・模様 替え・色彩 の変更)	種類	構造	敷地面積 m ²	築造面積 m ²		
	高さ長さ (地上からの高さ)		m m)	建築物外壁面から突出先までの距離 m		
	形態 意匠	見付面積		m ² 施工部分面積 m ²		
		主要部の仕上材		形状・その他の意匠		
		主要部の色彩				
	緑化に用いる樹種		緑化面積 m ² (%)			
開発行為	行為の面積		m ² 法面・擁壁の高さ m			
	法面・擁壁の処理、擁壁のデザイン		傾斜角度			
			緑化面積 m ² (%)			
資材の堆積			届出部分	既存部分	合計	
	行為に供する面積		m ²	m ²	m ²	
	種類					
	塀、囲い等の有無		あり・なし			
	塀、囲い等の高さ		m	道路境界から塀、囲い等までの離隔 距離 m		
	塀、囲い等の色彩		緑化面積 m ² (%)			
	堆積の最高の高さ		m	緑化に用いる樹種		

注1 行為の種類については、該当する事項に○印を付けてください。

2 仕上材については、素材等を詳しく記入してください。

3 工作物の高さについては、工作物を建築物の上部に設置するときは屋根又は屋上からの高さ、地上に設置する場合は地上接地面からの高さを記入してください。

4 色彩については、マンセル値の記号等をできるだけ詳しく記入してください。

5 数値等で表すことの難しい項目については、添付図書に記載されている旨を記入してください。

様式第2号

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

(あて先)川口市長

届出者 住 所
(事業主) 氏 名
電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観法第16条第2項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

当初の届出年月日	
当初の届出書の受付番号	
行為の場所	川口市
変更前	
変更後	
代理人又は設計者	住 所： 事業所名： 連絡先：
施工者	住 所： 事業所名： 連絡先：

注1 提出部数は、正副1部ずつ、合計2部とします。

2 添付図書については、当初の届出書に添付した図書のうち、変更に係るものを添付してください。

届出に際して必要な添付図書の一覧

行為の種類	添付図書		
	種類	縮尺	内容
建築物 工作物の 建築等	付近見取図 (位置図)	1/2500 以上	敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面
	配置図	1/100 以上	敷地内における建築物・工作物等の位置を表示する図面
	立面図	1/50 以上	マンセル値を明記した立面図
	写真		敷地及び周辺の状況を示す写真
	緑化計画図 (緑化平面図、 緑化面積求積図等)	1/100以上	(敷地面積500㎡を超える場合) ・緑化する箇所を緑化区分ごとに彩色し、 高木・中木の位置を明示した図面 ・緑化する箇所の面積を求積した図面等
開発行為	付近見取図 (位置図)	1/2500 以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面
	土地利用計画図	1/500 以上	当該行為を行う土地の区域内の利用に関する計画を示す図面で、ゴミ置き場、緑地、外構等を明示したもの
	造成計画断面図	H1/100 L1/500	当該行為を行う土地の区域内の造成に係る計画を示す断面図で当該区域内における現在の地盤面、切土盛土により新たに生じる地盤面等を表示したもの
	造成計画平面図	1/500 以上	当該行為を行う土地の区域内の造成に係る計画を示す図面で、当該区域内において切土又は、盛土を行う位置、がけ又は擁壁の位置等を明示したもの
	現況図	1/500 以上	当該行為を行う土地の区域の現在の状況を示す図面
	写真		当該行為を行う土地の区域及び周辺の状況を示す写真
屋外における 資材の 堆積	付近見取図 (位置図)	1/2500 以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面
	配置図	1/100 以上	当該行為を行う土地の寸法及び方位、堆積する資材の位置、区域内に建築する建築物等又は植栽する樹木の位置、堆積する資材の周囲に設置する塀等の状況を表示する図面
	立面図	1/50 以上	・堆積する資材に関する寸法、堆積する方法等が明記された立面図 ・囲いに関する寸法、囲いのマンセル値を明記した図面
	写真		当該行為を行う土地の区域及び周辺の状況を示す写真
	緑化計画図 (緑化平面図、 緑化面積求積図等)	1/100以上	・緑化する箇所を緑化区分ごとに彩色し、 高木・中木の位置を明示した図面 ・緑化する箇所の面積を求積した図面等

※緑化計画図については緑化立面図、緑化面積計算書等の提出をお願いすることがあります。
その他についても必要に応じて参考となる図書の提出をお願いすることがあります。

問合せ 川口市 都市計画部 都市計画課
計画推進係

鳩ヶ谷庁舎 5階

電話 048-242-6333 (直通)